



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 1 2 2 0 1 4 年 2 月 2 5 日

エチオピア:新商標規則の公告(4)

エチオピアにおいて 2006 年 7 月 7 日公布の 2006 年商標法に係る新規則が 2012 年 12 月 24 日付けで公告されました。

当該規則は、旧法の下、つまり 2006 年 7 月 7 日前に出願された商標登録の所有者は再登録をしなければならないことを規定しています。この規定は、その後の更新の有無に関わらず 2006 年 7 月 7 日前に出願されたすべてのケースに適用されます。エチオピア特許庁(EIPO)は旧法下で登録されたケースの再登録の期限を 2014 年 6 月 18 日に確定しました。

新法は商標登録の期間を 6 年から 7 年に拡大しましたが、2006 年 7 月 7 日から 2012 年 12 月 24 日の間に出願された登録の存続期間の補正に関する規則が制定されました。EIPO はかかる存続期間の補正申請の受理を開始し、その補正期間は 2014 年 6 月 18 日までと通知しました。

最後に、2012 年 12 月 24 日から 2014 年 6 月 18 日の間に更新期限が到来する登録に関しては、かかる補正申請をすることなく 7 年の更新が認められていることをお知らせします。

以上

(情報提供 : LYSAGHT & CO.)